

2026.07.24

自賠責保険と任意保険の違い

それぞれの役割と、任意保険で備えられる範囲をわかりやすく整理します。

自動車を運転する際に関わる保険には、「自賠責保険」と「任意保険」の2種類があります。名前は聞いたことがあっても、それぞれの役割の違いを詳しく知らない方も多いのではないのでしょうか。ここでは、両者の違いと、任意保険が必要な理由を整理します。

1. 自賠責保険とは

自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)は、自動車損害賠償保障法に基づき、すべての自動車・バイクに加入が義務付けられている強制保険です。目的は交通事故の被害者に対する最低限の補償で、補償の対象は「相手方(被害者)のケガ・死亡」に限られます。ご自身のケガや車、相手の車・物への賠償は対象外です。

2. 自賠責保険の補償限度額

自賠責保険には、被害者1名あたり以下の支払限度額が法律で定められています。

損害の種類	支払限度額(被害者1名につき)
死亡	3,000万円
傷害(ケガ)	120万円
後遺障害	75万円～4,000万円(等級・介護の要否により異なる)

このように、死亡事故や重い後遺障害が残るような大きな事故では、自賠責保険の限度額だけでは賠償金をまかないきれないケースが少なくありません。

3. 任意保険とは

任意保険は、その名のとおり加入が任意の自動車保険です。自賠責保険で補償されない部分を補うことを目的としており、対人賠償・対物賠償を「無制限」に設定できるほか、ご自身や同乗者のケガ、ご自身の車の修理費用まで幅広く補償することができます。

4. 自賠責保険と任意保険の補償範囲の違い

補償の対象	自賠責保険	任意保険
加入義務	あり(強制)	なし(任意)
相手のケガ・死亡(対人賠償)	上限あり	無制限も可
相手の車・物(対物賠償)	補償なし	補償可(無制限も可)
自分の車の修理費	補償なし	車両保険で補償可
自分・同乗者のケガ	原則対象外	人身傷害・搭乗者傷害で補償可
示談交渉サービス	なし	多くのプランで対応

※ 表中の金額・条件は一般的な内容です。実際の補償内容・限度額はご契約のプランにより異なりますので、詳細は保険証券またはご契約内容をご確認ください。

まとめ

自賠責保険はあくまで「最低限の対人賠償」を確保するための強制保険であり、それだけでは事故の際に十分な備えとは言えません。相手の車や物への賠償、ご自身や同乗者のケガ、ご自身の車の修理費用まで幅広く備えるためには、任意保険への加入が欠かせません。

現在のご契約内容の確認や、補償の見直しはお気軽にご相談ください。

相談する →

ヤマワキ保険事務所 〒675-0068 兵庫県加古川市加古川町中津781-1 TEL 0120-365-110 営業時間
9:00～19:00